

公益社団法人栃木県産業資源循環協会青年部規程

(目 的)

第1条 公益社団法人栃木県産業資源循環協会青年部（以下「青年部」という。）は、定款第4条に掲げる事業及びその他の事業を適正に執行するとともに、部員相互の交流と研鑽を通じて自己啓発に努め、企業における経営者、幹部社員として的人格形成並びに産業廃棄物の適正処理を推進するための事業を通して協会の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第2条 青年部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 産業廃棄物の適正処理及び再資源化に関する情報収集、技術の開発及び調査研究。
- (2) 部員相互の資質向上を図るための講習会、研修会等の開催。
- (3) 部員相互の研鑽、親睦を図るための事業及び他団体との交流会。
- (4) 協会の事業活動への協力。
- (5) その他、部の目的を達成するために必要な事業。

(部 員)

第3条 協会の会員である事業者の経営者又はその経営に携わる後継者若しくはその企業の推薦する従業員であり、かつ、年齢が概ね50歳以下の者であって、青年部の事業目的に賛同したもの。また、青年部員は1社若干名とし、1社につき1個の議決権を有することとする。

(入 会)

第4条 青年部に入会しようとする者は、所定の入会申込書を部長に提出し、部の役員会の承認を得なければならない。

(退 部)

第5条 部員は、退部しようとするときは、退部日の30日前までに理由を付した書面を部長に提出して、任意に退部することができる。

(役 員)

第6条 青年部に次の役員を置く。

- (1) 部長 1名
- (2) 副部長 5名以内
- (3) 幹事 6名以内

(役員を選任)

第7条 役員は全体会で選任し、協会理事会に報告をするものとする。

- 2 原則として、公益社団法人栃木県産業資源循環協会の役員と青年部員は兼務しないものとする。ただし、青年部活動に支障がある場合は、最小限の兼務は可能とする。

(役員職務)

第8条 部長は、部を代表して部の業務を統括し、協会理事会及び関連する会議に出席して青年部の事業計画や活動内容を報告等する。

- 2 副部長は、部長を補佐し、部長が欠けたときは、順位により職務を代行する。
- 3 幹事は、部の運営及び業務の執行にあたる。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧問及び相談役)

第10条 青年部に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問は、部長であった者で、部長の相談に応ずる。
- 3 相談役は、青年部に貢献のあった者で、部の運営に関し意見を述べる。

(会議)

第11条 青年部の会議は、役員会及び全体会とする。

- 2 役員会は、第6条に規定する部長、副部長、幹事をもって構成し、青年部の運営に関する事項について、協議決定する。
- 3 全体会は、全部員をもって構成し、青年部の意思を決定する。
- 4 青年部の会議の議長は、部長をもって充てる。

(召集)

第12条 青年部の会議は、部長が招集しそれぞれの構成員の過半数の出席で開催し、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

(事業年度)

第13条 青年部の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(委任)

第14条 この規程に定めのない事項で本会の運営に必要な事項は、役員会の決議を得て決定し、理事会の承認を得て定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成28年4月20日から施行する。
2. この規程は、平成29年6月2日から施行する。
3. この規程は、平成30年4月9日から施行する。
4. この規程は、令和2年6月5日から施行する。